

第 342 回(平成 30 年 12 月)定例会

会派提案意見書案

平成 30 年 12 月 6 日

番号	件名	提出 会派
意 1	障害者雇用施策の充実強化を求める意見書	自民
意 2	林野事業等の更なる推進を求める意見書	自民
意 3	「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書	公明
意 4	認知症施策の推進を求める意見書	公明
意 5	スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置拡充を求める意見書	県民
意 6	大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書	維新
意 7	海外における我が国 G I (地理的表示) 産品の保護・侵害対策の強化を求める意見書	維新
意 8	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	共産
意 9	国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する意見書	共産

(自由民主党)

意見書案 第 号

### 障害者雇用施策の充実強化を求める意見書

国では、平成 19 年より『「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画』に基づいた障害者の自立支援に向けた施策を展開し、これまで多くの障害者雇用を実現してきた。

そのような中、今年には中央省庁や地方自治体等の公的機関において、障害者手帳の交付に至らない人を障害者として雇用するなどの「障害者雇用水増し問題」が発覚し、行政機関による障害者雇用制度への形骸化が浮き彫りとなった。この問題に対しては、障害者雇用施策を牽引する立場として、早急な原因究明と再発防止策を図っていく必要がある。

一方、事業主にとっては、障害者雇用のノウハウ不足やニーズに合った人材に恵まれないなどの課題を抱えており、円滑な雇用の促進や障害者本人の職場への定着が進まない実態もある。

よって、国におかれては、障害者の就業機会の拡大や能力に応じた働きやすい仕組みづくりの一層の推進を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 複数の事業主で障害者雇用率を通算することができる特例子会社制度や事業協同組合等算定特例については、認定のために一定の要件を満たす必要があることから、中小企業が設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、財政措置を充実すること。
- 2 事業主が行う取組への支援充実のため、減額された特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給総額を復元、増額すること。
- 3 障害者の就業機会の拡大や工賃向上への支援充実のため、事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援を拡充するとともに、社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所などへの発注量に応じて障害者雇用率に換算できる制度を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

### 林野事業等の更なる推進を求める意見書

我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、前線や台風に伴う豪雨や地震・火山活動等の自然現象が頻発することから、毎年、全国的に多くの山地災害が発生している。

国民生活や山村地域を脅かす危機的な状況から脱却するためには、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による「緑の国土強靱化」を強力に推進するとともに、強くしなやかで、そして美しい山々を次世代に引き継いでいくための林野事業等に全力で取り組んでいく必要がある。

よって、国におかれては、林野事業等の更なる推進を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等の災害の発生などを踏まえ、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による緑の国土強靱化を、補正予算等の緊急の財政措置も含めて一層強力に推進すること。
- 2 森林環境税（仮称）や新たな森林管理システムの創設により市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援を図るとともに、森林環境譲与税（仮称）と府県の独自課税との関係について必要な助言を行うなど、円滑な実施に努めること。
- 3 木材生産の効率化に向けた林業機械の開発・改良、情報通信技術（ICT）・ロボット技術・レーザー計測等の活用などの技術革新により、生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく、安全で魅力ある林業の創出を図ること。
- 4 地域内で伐採した木材を、その地域の材木店や工務店が、地域内で新築住宅やリフォーム、中低層建築物に活用できる新技術の開発や仕組みづくりを行うこと。
- 5 早生樹やコンテナ苗等を活用した低コスト再生林の普及・定着、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を  
求める意見書

「義援金に係る差押禁止等に関する法律」は、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立されたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みが作られ、国会会期中に速やかに成立されている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、国におかれては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間の対応を可能とするべく、「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を早期に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

### 認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進にあたっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。

更に、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れ、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 国や自治体、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置  
拡充を求める意見書

中学校・高等学校等における運動部活動は、学校教育の一環として行われてきたが、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきたことは国も認めるとおりであり、平成 29 年度からは、学校職員に位置づけた部活動指導員制度を導入し、指導体制の充実を図っている。

しかし、国が進める部活動指導員の設置は、例えば中学校の場合、文化・科学等に関する部活動も含めて 1 校あたり 3 名程度、毎年度約 7,100 名ずつ 4 年計画で配置していくとするものである。国は、平成 30 年度 15 億円の予算を計上しているが、1 校 3 名程度では、全ての中学校に配置されたとしても、限られた部の指導者しか確保できないことになる。

将来にわたって我が国のスポーツ振興を推進していくためにも、運動部活動を指導する部活動指導員の配置数をさらに拡充するべきであるが、そのためには新たな財源が必要となる。

そこで、スポーツ振興のために必要な資金を得、その振興に寄与するために整備されたスポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づき実施されている、スポーツ振興くじの収益を活用するべきである。

スポーツ振興くじは、年間約 1,000 億円以上の売り上げがあり、その収益の 3/4、約 200 億円を地方公共団体やスポーツ団体が非営利で行うスポーツ活動の助成に充てているが、その一部を部活動指導員設置の財源として活用することにより、配置数を拡充し、指導体制の充実を図ることができる。

よって、国におかれては、我が国のスポーツ振興の基盤となっている運動部活動の質的向上を図るため、スポーツ振興くじによる収益を活用し、部活動指導員の配置拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ  
整備の支援を求める意見書

11月23日博覧会国際事務局総会がパリで開かれ、2025年国際博覧会の開催地が1970年以来、55年ぶりに大阪市に決定した。大阪の夢洲を会場に2025年5月3日から11月3日までの185日間の開催で、想定来場者数2,800万人、経済波及効果は約2兆円に及ぶと言われている。国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらい機会となり、関西全体の観光・文化・交流の促進につながるものである。また、関西には世界最先端のライフサイエンスの研究拠点が集積し、高い生産技術を有する製造業が備わっていることから、健康・長寿という世界的な課題を解決する未来技術を生み出す産業イノベーションを喚起できる。さらに、本県でも平成29年10月25日に「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」を採択し、万博の誘致に取り組んできたところである。

来年以降、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西と3年連続で国際大会が開催されるゴールデンスポーツイヤーズで、今後多くの外国人観光客の増加が予想される。また、関西3空港の発着回数は、伊丹及び神戸が合意された上限に達するとともに、関西国際空港も上限値に近づきつつある中、インバウンド等による拡大する航空需要を取り込み、関西経済を発展させていくためには、各空港のポテンシャルを十分発揮するための規制の見直しが必要である。

よって、国におかれては、これから急増すると予想される外国人旅行客に対応するため、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 無料公衆無線LANの整備促進や観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと。
- 2 伊丹空港、神戸空港において、全ての国際チャーター便の運航や発着枠の拡大など、運用制限の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

海外における我が国G I（地理的表示）製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書

伝統的な生産方法や気候・風土・土壌など生産地の特性が品質等の特性に結びついている製品が全国に数多く存在している。これらの製品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」である。

農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図るよう取組を進めているところである。

しかし、農林水産省の調査によると、海外産であるにもかかわらず、日本の産地を名乗る商品が数多く流通していることが判明した。本県の特産品で海外からも非常に人気のある「神戸ビーフ」も中国産のものが見つかった。他にも「夕張メロン」、「市田柿」、「特産松阪牛」など日本を代表する商品名が不正に使用されている。これらの行為はこれまで生産から販売まで携わってこられた関係者への冒瀆であり、ブランドイメージを低下させ、知的財産権の侵害と判断せざるを得ない。

また、先般、輸出禁止の和牛精液が日本国外へ不正に持ち出されていたことが明るみになるなど、畜産農家に大きな不信感を抱かせるだけでなく、G I 製品の種子等の国外流出も懸念される。

よって、国におかれては、早急に対象国と相互保護の協定を結び、不正使用している団体に対して名称を使用しないように求めるなど、海外における我が国G I 製品の保護・侵害対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



(日本共産党)

意見書案 第 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすることなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器は片耳あたり 15 万円～20 万円、保険適用ではないため全額自費となる。障害者総合支援法に基づく高度の難聴では 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約 9 割は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防にもつながる。

よって、国におかれては、高齢者の加齢性難聴に対する、補聴器購入に公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する  
意見書

国民健康保険被保険者の負担は限界を迎えている。兵庫県内では、県内の国保加入世帯は、2017年6月1日現在で、790,648世帯だが、国保料(税)が高すぎることによる滞納世帯数は、13.5%にも及ぶ102,315世帯となっている。

これは、国保加入者が、年金者や無職、非正規雇用者などの低所得者にもかかわらず、協会けんぽなどの被用者保険の保険料負担と比べて、高すぎる保険料(税)となっているからである。

高すぎる国保料(税)をせめて協会けんぽ並に引き下げのために、全国知事会は、「約1兆円の国費増額が必要である」として、国の財政負担増を求めている。国保の構造問題を解決し、持続可能な医療保険制度とするためには、こうした措置が求められている。

よって、国におかれては、国保の構造問題を解決し、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るために、国保財政の国の国庫定率負担を引き上げ、少なくとも1兆円の増額を行うとともに、子育て・少子化対策として子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。